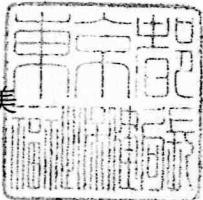


20福保医救第714号
平成20年11月25日

周産期母子医療センター
設置医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局長
安藤立美



周産期母子医療センターにおける救急搬送患者の円滑な受入れについて

平素より東京都の周産期医療体制の充実に御尽力いただき深く感謝申し上げます。

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、「東京都周産期母子医療センター設置・運営要綱」(平成9年9月25日付9衛健母第823号)により地域の周産期医療機関あるいは消防機関からの患者の受入要請に連携して対応することとなっており、貴院におかれましても、妊産婦や新生児の受入れに日夜御努力いただいているところです。

先般、都内において脳出血の妊婦の緊急搬送に関して複数の医療機関で受入対応ができない事例が連続して発生しました。

これを受け、東京都においては今月5日に東京都周産期医療協議会を緊急に開催して、課題や対応策の検討を進めており、地域内で患者を確実に受け入れる体制や地域間の支援体制、周産期医療と救急医療との連携、患者情報の正確な伝達等の課題に対して、早急に改善策に取り組んでいるところです。

なお、今回の一連の事案は、重篤な合併症を伴う母体の救命に当たっては、周産期母子医療センターによる産科及び新生児医療だけでなく、病院内の救急部門をはじめ、脳神経外科、麻酔科など複数の診療科が連携して対応する必要性を示したものです。

つきましては、貴院におかれましても、今一度、妊産婦の緊急搬送の受入体制について点検いただき、院内各部門の連携による患者の円滑な受入れについて、一層の御尽力をお願いいたします。

[問い合わせ先]
東京都福祉保健局救急災害医療課
電話 03-5320-4378
FAX 03-5388-1441